

2023年6月に起きた宿泊拒否事案、並びにワーキングでのヒアリングを受けて

認定NPO・DPI日本会議副議長 尾上 浩二

### ■育成会・拒否事例の紹介

ワーキングのヒアリングにご参加頂いた全国手をつなぐ育成会連合会から、今年6月に発生した宿泊拒否事例の提供がありました。到底看過できるものではなく、本検討会の議題にも大きく関係するので、以下、紹介します。

#### 2023年6月に発生した障害者差別事案の概要

2023年8月

(一社)全国手をつなぐ育成会連合会

事案の概況：

2023年6月13日(火)17時30分に、A県B市の生活介護(重度障害者の通所支援を提供するサービス)事業所が、10月に利用者の旅行を企画し、C県D町の「ホテル★★★★★」へ宿泊の相談をするため電話した。

生活介護事業所の職員が「知的障害者の団体です」と告げたところ、「ホテル★★★★★」側の男性職員が「そういう団体の予約は、会社として受け付けていません、コロナ禍以来、会社としてそういう団体の予約は受けないことになっています」と回答し、宿泊の相談すら拒否したものの。

なお、当該生活介護事業所の代表者は「A県手をつなぐ育成会」の理事長であり、A県手をつなぐ育成会は全国手をつなぐ育成会連合会の正会員となっているほか、同理事長は全国手をつなぐ育成会連合会の理事も務めている。

その後の動き：

8月29日(火)に、A県育成会理事長が「ホテル★★★★★」の副支配人と電話。先方は「誰が対応したか分からない」などと返答し、事実確認もできていない状況だったため、A県育成会理事長あて文書での回答を求めて電話終了。現時点では先方からの文書回答待ち。

以上のように、「そういう団体(=障害者が所属している団体)の予約は、会社として受け付けていません、コロナ禍以来、会社としてそういう団体の予約は受けないことになっている」として、宿泊相談すら拒否された事案である。

これは、「そういう団体」=「障害者が所属している団体」という属性をもって一律に拒

否するものであり、障害者差別解消法の差別的取り扱いに当たることは明らかです。そして、「コロナ禍以来、そういう団体の予約は受けないことになっている」と、最近になって障害を理由にした宿泊拒否を始めたことも伺えます。

周知の通り、現行の旅業法では第 5 条一～三に規定されている場合以外は「宿泊を拒んではならない」とされており、旅業法違反でもあります。

現行法下で、こうした事案が発生していることは由々しき事態と言わなければなりません。同様に、ワーキングのヒアリングでも「精神障害者手帳を所持している」ことのみを理由にした拒否事例や、「盲導犬を積極的に受け入れる一部の業者の一方、多くのところでは理解が進まず拒否される状況」といった説明がありました。

こうしたことをふまえて、以下の四点について、検討委員の皆さんに考えて頂くことをお願いします。

①現行法下においても障害を理由にした宿泊拒否の事例が発生している中で、改正法で新しく設けられた第 5 条第 1 項第 3 号によって障害者に対する宿泊拒否が容認され広がっていくのではないかと懸念が多くのヒアリング団体から指摘されたことを、業界全体として重く受け止めた上で、検討に臨んで下さい。

②障害者差別解消法との整合性の観点から、第 5 条第 1 項第 3 号が、障害を理由にした宿泊拒否や合理的配慮の不提供につながるものが絶対ないような政省令、指針として下さい。

③障害者差別解消法との整合性が確保された政省令・指針が策定されても、それが実効性を持って業務に活かされるためには、旅館・ホテルのオーナーや従業員に対する研修が重要です。ヒアリングの際に複数の団体から国交分野での研修プログラムが好事例として紹介されていました。研修プログラムの作成・実施を障害当事者参画のもと進めて行く必要があると考えます。障害者団体、事業者などからなる委員会を立ち上げて検討して下さい。

④紹介した事案のように、宿泊拒否等にあった障害者がどこに相談したらよいかも分からない状況があります。利用者から見て分かりやすい、アクセスしやすい相談窓口を設置し、広報して下さい。